

科学証拠と事実認定

——和歌山カレー事件の証拠と冤罪の可能性——

(弁護士)

安 田 好 弘

1. 犯人視報道が煽る逮捕と冤罪

こんにちは、弁護士の安田です。和歌山カレー事件で再審弁護人をやっております。今日は、和歌山カレー事件とはどんな事件だったかというのをご紹介しますながら、私たち弁護人が、今何を考えているのかということをお話したいと思います。

1998年、今から17年前になりますが、7月25日に事件が発生しました。和歌山市の郊外の新興住宅地の71世帯、224人からなる自治会で開催された夏祭りという小さなコミュニティの中で事件が起こったものですから、このうちの誰かが犯人だということで、地元がパニック状態になるわけです。4人が亡くなり、60数名が急性砒素中毒になったものですから、みなさんが恐怖の中にあって、一刻も早く犯人を捕まえてほしいと、警察に圧力がかかる。例えば、名張事件もあるいは茨城県で起こった波崎事件も、小さなコミュニティで起こった毒物事件ですが、必ず誰かに白羽の矢が立って、その人が最初に疑われ、そして報道され、報道を追いかける様な形で警察がその人を逮捕していくということになっています。波崎事件では獄中で亡くなった死刑囚は自分はやっていないと、最後までおっしゃってましたし、名張事件の死刑囚の方もずっと冤罪を主張されています。そしてカレー事件の場合も、林眞須美さんが「異端者」として、仕事もして

いないのに大変派手な生活をしているということで、彼女が疑われていきました。最初の頃は、マスコミも互いに自制していましたが、それを、朝日新聞が、これは全くの抜け駆けなのですが、スクープと言う形で彼女が怪しいと第1面に書いたものですから、そこから一斉にマスコミが報道し始めて、異常な過熱報道へと続くわけです。そして、それに警察が押されるような形で彼女を10月4日に逮捕します。しかし、この場合は保険金詐欺の逮捕で、いわゆる別件逮捕です。彼女を逮捕して自白を迫って、そしてカレー事件を解決しようと考えたんですけれども、彼女は否認を貫きました。別件逮捕が3回続いて、とうとう第4回目、12月になって初めてカレー事件で逮捕されることになります。その後、起訴、裁判と続いて、2003年1月29日に1審で死刑判決、2005年8月8日に控訴審で控訴棄却、2009年4月21日に最高裁で上告棄却され、死刑が確定しました。そして、その年の7月22日、再審を請求して、現在、和歌山地裁に係属しています。

2. 状況証拠のみによる有罪判決

私は最高裁から弁護人につきました。弁護人はまず判決を読みます。判決がどういう証拠から有罪の結論を出したのかということを読み解きます。証拠構造と私どもは呼んでいるわけですが、それを見てもみると、直接証拠が全くない。指紋が出てきているわけではないし、彼女がカレーの中に毒物を入れているのを目撃した人もいない、もちろん自白があるわけでもない。彼女は一貫して否認してきたわけです。そうだとすると、間接証拠、つまり、状況証拠から判断するしかない。ずっと昔、1976年に北海道庁爆破事件というのがありました。私も弁護人の一人として最高裁で争ったんですけれども、そのケースも全く直接証拠がありませんでした。しかし、裁判所は、色々な間接事実を積み上げていって、大森さんという岐阜県出身の青年が犯人であると認定して死刑判決を出しました。おそらくこれが

日本で状況証拠のみを積み重ねたうえでの死刑判決のはしりと言われ、法曹界では裁判所の努力を評価する意見もありましたが、私はあの判決は間違いだと思っています。

カレー事件の有罪の根拠は何なのか。先ほど河合先生からお話がありました、最高裁は、間接事実として三つあげました。① 組成を同じくするヒ素が、被告人の周辺から発見されていること、② 被告人の毛髪から高濃度のヒ素が検出されていること、③ 彼女だけにヒ素を混入する機会があり、その際、不審な挙動をしていること、この三つです。これらはただ並列に並べられているわけではないんです。判決書を読むとわかりますけれども、①が最大の有罪認定の根拠になっています。あとの②③はそれを補完するものとされています。しかし、皆さん方が裁判員になったとして、①の組成を同じくするヒ素が、被告人の自宅等から発見されていることをもって、彼女を犯人だと言えるでしょうか。確かに犯人でないとは言えない。しかし、犯人であると言える決定的なものが何もないんじゃないだろうか、というのが私の疑問点の出発点です。最高裁は、これをもってして彼女が犯人だと言っているわけです。しかし、これには、からくりがあるんです。

先ほど河合先生に解説して頂きましたが、亜ヒ酸による同一性の鑑定が主に三つの機関ないし人によって鑑定されています。科警研の丸茂鑑定（甲1168）、東京理科大の中井鑑定（甲1170）、裁判所の職権による谷口・早川先生と兵庫県科捜研の鑑定（職権5, 6, 7, 8号）です。どの亜ヒ酸が問題となったかということ、7つありまして、①～④は彼女のお兄さんであるMさんが保管していたものです。それから⑤は彼女が昔住んでいた家のガレージに置き忘れられていたもの。⑥は彼女の自宅の搜索の際、台所のシンクの下の物入れから発見されたというもの。それから7番目が事件現場に残されていた青色紙コップです。そこで、①～⑥までのヒ素と⑦のヒ素が同じかどうかということが問題となって、これが鑑定の対象となり

ました。

まず、科警研の丸茂先生が鑑定され、「①～⑤と⑦は同一のものに由来すると考えても矛盾はない」と。しかし、⑥は微量なのでわからないと結論されました。そして①、②、⑦と③、④、⑤にグループ分けされるとおっしゃっています。

鑑定は、これらが同一のものであるかということが事件の犯人を見つけるものだと、行われたわけですが、事件から約15年前の昭和58年頃、関西では、この資料 ① Mドラム缶と「同種」のヒ素が1缶50kg入りで少なくとも60本、合計3トン輸入され、流通していました。和歌山県でこのヒ素を中心に販売していたのはN商店という店で、多い時には月に1トン、1回にドラム缶10本（0.5トン）、農家や農薬店やシロアリ駆除業者に販売していました。店頭では500グラムに小分けして農薬・殺虫剤として売られていたんです。そういう状況のもとで同一性に関する鑑定が行われました。

谷口・早川鑑定は「同種のもの」と言うにとどまる結論でした。ただし、⑥の台所容器についてはやはり微量すぎて鑑定できない。つまり、丸茂鑑定と同じだったわけです。

ところが、中井泉鑑定、これだけは全く違っていました。①～⑦の全ては「同一物」「同じもの」だと。「同一物、すなわち同一の工場が同一の原料を用いて同一の時期に製造したものだ」と言う突出した結論を出しました。中井先生は、後になって「同一だというのは同じ起源だと言っただけだ」というふうに言い換えられましたけども、実際の鑑定書の文言はこのようになっています。中井先生の鑑定を見えますと3種類の分析しかやってらっしゃらない。ところが丸茂先生は5種類のいろんな分析方法をやっていらっしゃる。谷口・早川先生だと8種類の分析をやっていらっしゃる。もっとも少ない手法で鑑定をされた方が、もっとも断定的な結論を出してらっしゃるという、大変、おかしい現象が起っています。

図1 鑑定資料①

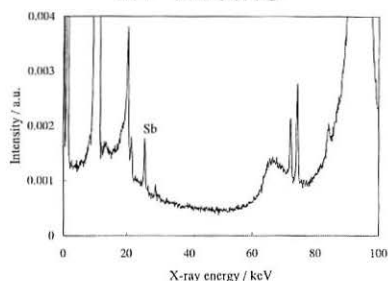
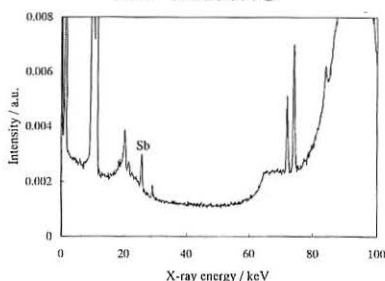


図2 鑑定資料②



3. 鑑定の再検証によってゆらぐ「ヒ素の同一性」

1 審ではこの中井鑑定（甲1170）が全面的に採用されました。なぜ中井鑑定が全面的に採用されたのかと言いますと、前提に中井鑑定甲1300という鑑定書があります。この鑑定では、日本でもヒ素を作っている工場がありまして、香川県にある工場で製造したヒ素を25サンプル採り、これの中井先生が「同じ工場と同じ時期に」製造したものとして調べました。ご覧になってもわかるようにスペクトル図の Sb（アンチモン）の位置が上がったり、下がったりしています（図1，2）。

つまり、25のサンプル全て Sb の位置が違って言うんです（スペクトルの縦軸の位置＝含有量）。中井先生はこれを法廷で示しまして、「ほら見てください。Sb の位置が上がったり下がったりしてます。同じ工場と同じ時期に作ったヒ素でもこのように上がり下がりがあるんですよ」と。つまりヒ素の中に含まれているアンチモンと言う不純物、これだけを捉えてみても、指紋と同じようにロット番号ごとにヒ素は違うんですよ、と言って見せる。このことから、砒素に不純物として含まれている重元素が同じ高さであれば同一物であると判断できるとしたのです。

ところが、河合先生にこれを再検討してもらったところどうだったか。ここにはアンチモンの相対的な高さ（含有量）が出ているんですけども、

この不純物がどれくらい含まれているかというのは、ヒ素と比べたらどれくらいか、いわゆる濃度の比較で初めて意味があるわけです。ヒ素はどの高さかということとこれです（横軸10付近のピーク、トップが示されていない）。この中井先生が用いたスペクトルではヒ素が実際にどれくらいの高さまであるかというスケールがわからないので、そのままアンチモンの高さだけを見比べてみても、このアンチモンは他の図と比べて同じなのか、違うのか、実はわからないわけです。

そこで河合先生にスペクトルのもとになっている生データを調べていただいて、ヒ素とアンチモンの濃度を対比していただきました。そこで分かったのは、「ロットが違うヒ素の重元素は異なる組成を示す」という甲1300の結論は間違っていることです。実際にはロットが違っていてもよく似た組成を示したり、ロットが同じでも異なる組成を示すデータがありました。たとえば、資料の⑫と⑬（下の図）は実は同じ量でした。

ところが、中井先生は法廷で「(Sb の高さが) ⑫はあまり変わらないですね」「⑬もあまり変わらないですね」とあいまいな表現をする一方で、⑤～⑧のスペクトル図を示して、「⑥辺りで低くなっていますね」、「⑦も低いですね」、「ちょっと⑧は増えてますね」などと証言しました（次頁の図参照。）。

図 12 鑑定資料⑫

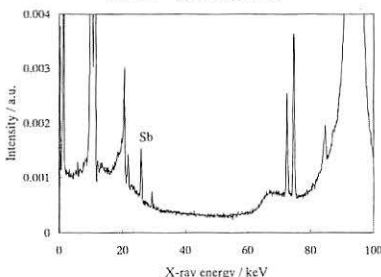
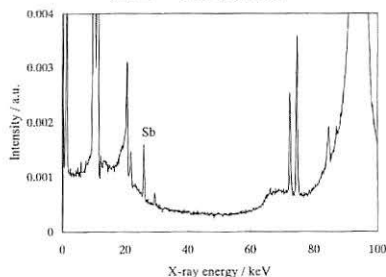


図 13 鑑定資料⑬



しかし、実際は、⑤に比べ⑥、⑦は高く、⑥、⑦に比べて⑧は低く、①、

図5 鑑定資料⑤

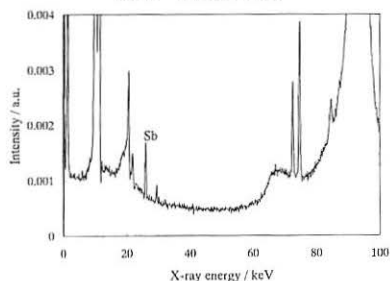


図6 鑑定資料⑥

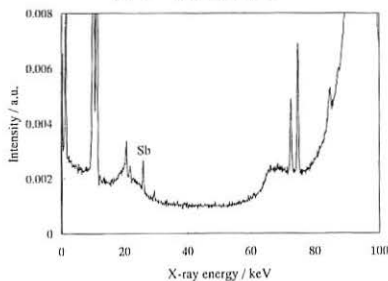


図7 鑑定資料⑦

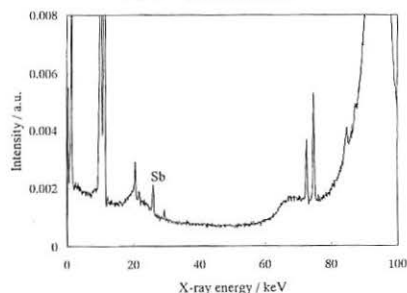
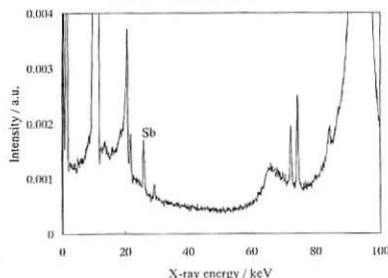


図8 鑑定資料⑧



② (666頁の図1, 2 参照) と同じなんです。これは、縦軸の目盛りが0.004と0.008と違っていているためで、⑥、⑦が低く見えるだけです。中井先生は、スペクトル図の見た目の上下に合わせて、実際の測定データと違うことを公判で証言し、ロット番号ごとにアンチモンの含有量が違うと証言しました。河合先生が明らかにされたのですが、測定データと中井証言を対比しますと以下のとおりです。

私は、中井先生の証言は、自分の鑑定結果の正しさを示すためにあえて偽証されたものだと思います。そして、それを聞いた裁判官は「うん、なるほど」と、中井鑑定の林さんの周辺から発見された砒素と青色紙コップの砒素は「同一物」だとの中井鑑定が正しいと思い込まされてしまうのです。他の二つの鑑定は、「由来が同一」、「同種」とするに止め、「同一物」だとは言っていないにもかかわらずです。しかし、中井鑑定が林さんが犯
(龍法 '15) 48-1, 668 (668)

表 甲1300中井鑑定書のエクセルデータから得られた Sb : As 比

甲1300図番号	製造日 平成11年	ロット番号	Sb/(As サム)比	中井証言 34回 p. 144
図1	2月3日	9020301	0.38	
図2	同上	9020305	0.86	
図3	同上	9020310	0.76	
図4	同上	9020315	0.39	
図5	同上	9020320	0.51	
図6	2月10日	9021001	0.87	図6のあたりで低くなっている
図7	同上	9021005	0.72	7も低いですね
図8	同上	9021010	0.37	ちょっと8は増えてます
図9	同上	9021015	0.95	9はまた下がってます
図10	同上	9021020	0.87	10も下がってますね
図11	2月22日	9022201	0.50	11はちょっと増えてますね
図12	同上	9022211	0.48	12はあんまり変わらないですね
図13	同上	9022223	0.48	13もあんまり変わらないですね
図14	同上	9022234	0.61	14はちょっと増えた感じがしますね
図15	同上	9022245	0.48	15も増えたままですね
図16	3月5日	9030501	0.52	16はもっと増えてますね
図17	同上	9030505	0.79	17は同程度ですか
図18	同上	9030510	1.35	18、また下がってますね
図19	同上	9030515	0.72	19、また増えてます
図20	同上	9030520	2.28	20、まあまあ中くらいですね
図21	3月19日	9031901	0.81	21は、これは相当にアンチモンが多いですね、ほとんど上の近くまで上がってますので
図22	同上	9031905	1.39	22もアンチモンは非常に多いですね
図23	同上	9031910	1.55	23も同様にアンチモンが高いです
図24	同上	9031915	1.02	24、アンチモンが高い
図25	同上	9031920	2.38	25もアンチモンが高いということですね

人であることの最大の証拠、つまり間接事実となるのです。しかし、この「同一物」認定の前提となっている中井先生の甲1300鑑定と証言は実はウソだったわけです。

私ども弁護士は、中井先生に公開質問状を送りまして、「あなたが法廷でしゃべったことは、あなたが測定したデータと違うじゃないですか。これは偽証でしょう。これを撤回すべきではないですか」と申し入れました。すると中井先生は「検察官に対して回答します。その中に私の回答が書いてありますからそれを読んでください」と回答してきました。ところが中井先生の検察官に対する回答書には「(甲1300の鑑定は) 同一の製造工場で製造された純度の高い亜ヒ酸でも、ロットによって不純物として含まれる重元素の組成が変動することを定性的に示すことが目的である。これは、製造日が異なっても、組成が同じ亜ヒ酸があることを否定するものではない」と自分の鑑定書の結論を否定する一方で、甲1300の鑑定書と証言の撤回については何ら触れていませんでした。素通りです。

私どもは、再度、公開質問状を出す予定です。この鑑定書甲1300が撤回されれば、「同一工場で同一時期に作られたヒ素」という甲1170の中井異同識別鑑定そのものが信用できないことが明らかとなり、判決が根拠とする第1の根拠が前提から否定されることになると考えています。

4. 頭髮鑑定の虚偽——「高濃度の外部付着」のヒ素は検出されていない

二番目の状況証拠として、毛髪からヒ素が、しかも、高濃度のヒ素が発見されたという鑑定があります。これが甲63と甲1232の山内・中井鑑定です。山内先生は、林さんの頭髮各約50本、右の前部、左の前部、右の後部、左の後部の毛を採取して、溶かしてヒ素の濃度を調べました。また、中井先生は右前部の毛髪1本をSPring-8で分析しておられます。

山内先生の測定データは表1のとおりです。

表 1 化学形態別の頭髪中砒素濃度

測定部位	頭髪中砒素濃度 $\mu\text{g As/g}$			
	iAs	As(III)	DMA	総砒素
左側—前頭部	0.090	—	0.026	0.116
右側—前頭部	0.122	0.090	0.037	0.159
右側—後頭部	0.029	—	0.031	0.060
左側—後頭部	0.036	—	0.029	0.065
正常値 (100名)	0.060	—	0.020	0.080

iAs、無機砒素（無機の 3 価砒素 + 無機の 5 価砒素）；As(III)、無機の 3 価砒素；DMA、ジメチル化砒素；総砒素、iAs+DMA

一、不検出 当研究室における頭髪中砒素濃度の正常値は100名から求めた。

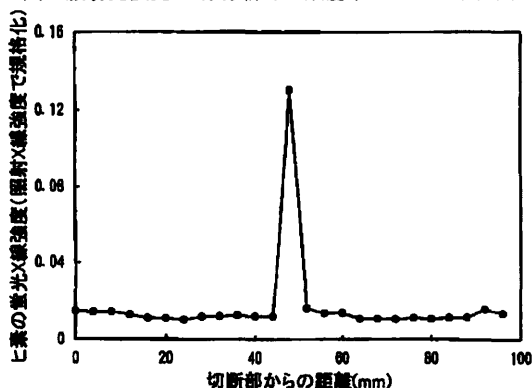
山内先生は、上記のデータから右前頭部に砒素の外部被曝がみられると結論されました。しかし、山内理論からしますと内部被曝の砒素は、毛髪に均等に発現するということですので、右側前頭部の無機砒素の量は理論に合致していますが、左側前頭部の無機砒素量は他の部分に比べて約 3 倍になっていますからこれに反します。もちろん、この点について、鑑定書には何らの説明もありません。ということは、山内鑑定の測定データそのものの信用性に疑いが生じます。

また、山内理論では三価の亜砒酸は時間とともに五価の亜砒酸に変化するとされています。そうであれば、右側前頭部の三価の亜砒酸は新鮮な砒素、つまり鑑定時に近い時期（事件発生から約 4 ヶ月半後）に付着したものと考えられます。とすると、山内鑑定のデータが正しいとしても、林さんの毛髪のアrsen濃度は 0.029~0.122 だということですから、正常値 0.060 に比べて決して高濃度ではなく、判決が言うような高濃度の砒素ではないということになります。

他方、中井先生は、右前頭部の 1 本の毛髪を測定し、次（図 1）のチャートを作成しています。

しかし、次頁の図の測定データは、山内データに反しています。山内

図 放射光蛍光 X 線分析での頭髪中からの砒素検出

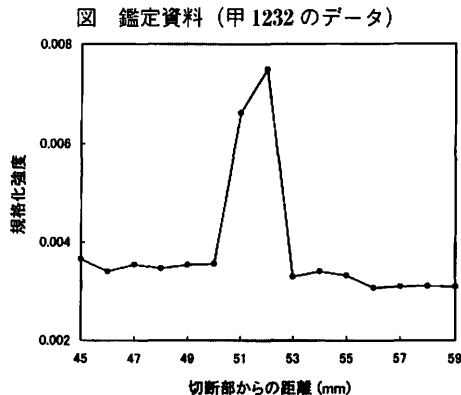


データでは、五価の亜砒酸が0.022 (0.122-0.090)、強度として約5分の1 ($0.022 \div 0.122$) の砒素が検出されていなければならないのですが、それが明瞭に検出されていないのです。

私も弁護士は鑑定書を得てどうするかと言いますと、まず、その鑑定が正しいかどうか、を見るわけです。鑑定手法も含めてアマチュアなりに理解して、正しいかどうかを検証していくわけですが、もう一つ、私どもしかできない検証の仕方があるんですね。それは、鑑定書の結論が客観的事実と整合しているかどうかという視点からの検証です。中井鑑定ですと、左の前頭の毛髪だけのしかも切断部から48mmの部分にのみ、亜砒酸の外部被曝が見られたというわけですが、その毛髪は事件があった年の12月に頭皮付近から切断して採取したというのですから、そうであれば、毛髪の成長速度から逆算すれば、事件当時、つまり7月末頃に外部被曝したとすれば、毛髪の頭皮付近に砒素が付着したということになります。しかし、果たしてそのようなことがあり得るでしょうか。外部被曝ですから、まず頭髪の先端部が被曝するはずで、地肌付近だけが被曝することはありませんと言って良いと思います。つまり、中井鑑定の結論は、他の客観的事実からして不自然にして不合理なんです。

ところで、後に述べますが、林さんを見たという、目撃者の証言があります。その目撃者は、林さんがカレー鍋の蓋を開けてのぞき込んだとき、鍋から白い煙が出て体をのけぞらせたと言言しています。その白い煙が砒素であると捜査機関が考えたとなると、山内・中井鑑定は、それに上手く符合します。もっとも、砒素が入っていない鍋の蓋を開けたということ、そして頭皮に近い部分に付着しているということにおいて矛盾しているのですが。

中井先生は、同じ毛髪を別の毛髪と一緒にして再度鑑定をしています。それが甲1232の鑑定書ですが、そこでは、切断部から45mm～59mmについてしか測定していません。これは、予めその部分に付着していることがわかっていたのではないかと疑念を抱かせます。



いずれにしても、毛髪に関する鑑定は、極めて杜撰、しかも仮にそれが正しいとしても決して高濃度の砒素が付着していたとは言えないどころか、むしろ、事後にかつ意図的に付着させたのではないかと疑わせるものです。

5. その他の有罪を根拠付ける証拠の曖昧さ

3つめの有罪証拠、目撃供述についても少しふれておきます。判決は、

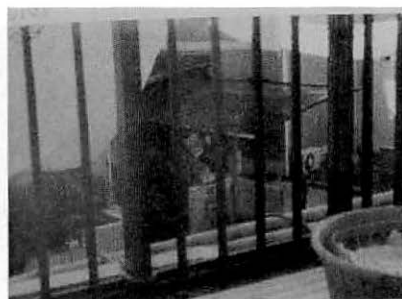


カレーの調理をおこなったガレージ内を再現した実況検分。西鍋を林さん役の捜査員が覗き込む場面

彼女だけがヒ素を入れることができた、しかも、その時彼女は大変不審な行動をしていたと認定しています。カレーを調理していたガレージでの林さんの行動を、向かいの家の2階から高校生が見たと証言しました。

上の写真を見てください。実況見分の現場に4つの鍋が見えます。寸胴鍋が2つ、平たい鍋が2つです。写真の左側の寸胴鍋＝東鍋にだけヒ素が入っていました。しかしこの鍋は目撃場所からは見えません。目撃者の家からは右の寸胴鍋、すなわち、西鍋しか見えないのです。二つの平たい鍋にはおでんが入っていました。ですから4つの鍋のうちの一つにしかヒ素が入っていなかった。

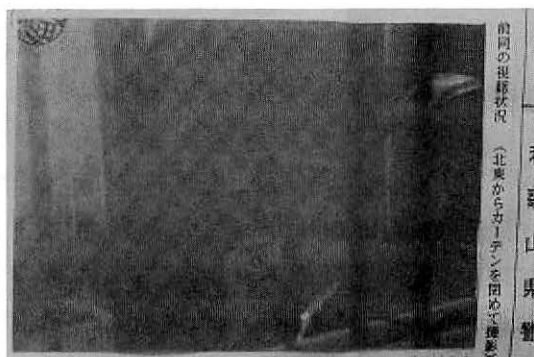
これは今後の課題ですけれども、どういう行動心理であれば4つのうちの一つにしかヒ素を入れないでおくのでしょうか。殺人が目的であれば4つ全部に入れるはずで、一つにしか入れないとはどういうことなんだろうか。もしかしたら、これはいたずらかもしれない。この事件を殺人事件とする見立てそのものがやっぱりまちがっているんじゃないでしょうか。いたずら事件であればちょっとしたきっかけで入れてしまう。味見する、あるいは祭り会場に運んで祭の参加者に提供する過程のどこかで、気軽に入れてしまったんじゃないか。



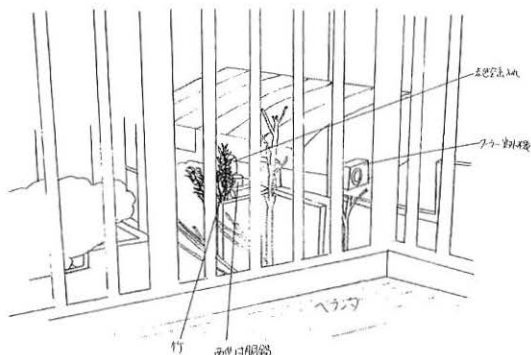
写真上左：目撃状況の再現、写真上右：捜査員が西鍋をのぞき込んでいる場面カーテンなしで視認した状況

前頁の写真のように現場検証の様子を見ると、林さん役の捜査員が西鍋にかがみこんでいます。彼女は西鍋のふちに立っていて蓋を開けて鍋を覗いたとされています。しかし覗いたのはヒ素が入っていない方の鍋です。ガレージは南北に開いていてどこからでも見える。先の方からもこのガレージの中が見えます。目撃者の高校生は向かいの2階の窓から、一部はガレージのアクリル屋根越しで、一部はガレージの屋根と垣根の間から、この再現のように見えましたと証言しました。上の右の写真を見てください。ここに木があります。この現場検証が行われたのは事件から5か月たった12月でした。目撃者とガレージの間には木があります。その木の枝や葉は刈り取られています。ですから、木が目撃者の視界を遮ることはありません。しかし、9月、事件から約2か月後撮影の写真を見ると、木がこれだけ茂っているんです。

見えたか見えないかという証拠そのものが作られています。しかも目撃者の高校生は、上の左の写真のように、2階寝室からベッドに横になって、白いカーテン越しに、網戸を通して見たと言うんです。この時に見た林さんは白いTシャツを着ていたと証言しています。髪の毛は肩までの長さで首にタオルを巻いていたと。しかし、当日、白いシャツを着ていたのは彼女の娘さんです。彼女の体形は林さんとよく似ていました。写



(前頁右の写真と同じ視認状況を網戸とカーテン越しに再現)



真週刊誌が娘さんの写真を林さんと間違えて掲載したほどです。林さんは当時、自分が太っていると気にしていて白いシャツは着ない、常に黒いシャツしか着なかった。実際に近所の人の中には黒っぽい服を着ていたという目撃証言もありました。娘さんは事件当日、自分は、白いシャツを着て首にタオルを巻いて、しかも、カレー鍋のフタを開けて、指を突っ込んで味見をしたと証言しています。そして、娘さんの髪は長く、林さんの髪は短かったのです。しかし、裁判所は、娘さんの証言は家族の証言なので信用できないと切り捨てました。

このように、林さんが不審な行動をしていたのが目撃されたという証拠
(龍法 '15) 48-1, 676 (676)



(事件直後の目撃者宅(左上)とガレージ(右上)。目撃場所である2階のベランダの柵の高さまで木が茂っている。)

も、当時の写真などを調べると、でっち上げられたものと考えられます。

6. 事件はまだ終わっていない——再審請求と科学鑑定

再審法というものが日本にはありません。刑事訴訟法の中のわずか一部分に再審についての規定があるだけです。ですから、確定審ですと弁護人なり被告人に無実を証明するために種々の請求権がありますが、再審ではそういう権利が確立されていません。再審開始は裁判所の裁量で、とりわけ科学鑑定が問題となった場合には、再鑑定請求をするんですけども、鑑定資料がどこにあるのか、林さんの髪の毛は今どこに置いてあるのか、あるいは紙コップから採取した亜ヒ酸はいったいどこでどうなっているのかさえ不明です。実際は、有罪立証した側、検察が持っていますので、問い合わせても「答える必要はありません」と言うことになる。結局、裁判所が鑑定命令を発するとか、裁判所が検察官に対して有無を求釈明するのを求めるしかありません。しかし、裁判所はなかなか動かない。確定判決の有罪証拠がそう簡単に動かされたら困るわけです。したがって、裁判所

が確定判決に疑問を抱かない限り、再鑑定による調査すらできないというのが現状です。私どもは、丸腰で再審請求をやっけていかざるを得ません。せいぜい専門家のみなさんをお願いして、過去の鑑定書の問題点を指摘していただいて、それが正しいかどうかを解明していく以外ないんです。

事件当時のことをご存知の方は記憶されていると思うんですが、最初は青酸カリが使われたと報道されました。実際に、保健所も警察も、発症者の治療にあたっている病院へ青酸カリが原因だと通知をしています。それが事件後4日目にヒ素ではないかという話になりました。検出された青酸化合物は微量すぎると、科警研の鑑定では言われています。しかし、実際に青酸反応は出ているんです。9つの資料の中から6点、死亡者の吐しゃ物などですね。青酸カリというのは簡単に分解してしまって、すぐに痕跡が消えてしまいます。科警研が青酸について調査したのは事件発生後1週間くらい後です。カレーを食べた方はすぐに吐いているんです。ヒ素はそれほど即効性がないので、すぐに吐き出すということはない。青酸カリはすぐ吐き出す。ところが、ある時期から青酸カリではないと確定してしまったものですから、公判には青酸カリだったかどうかという証拠は出されていません。ですから、本当に青酸カリの影響がなかったのかどうかは分からないんです。しかし、もし、青酸カリとヒ素が一緒に混入されていたとすれば、彼女は犯人ではありません。なぜかと言えば、彼女の身边には青酸カリはありませんでした。青酸カリ発見についての科学証拠は検察の手元に残ったまま、私どもに開示されていませんので、そこについては突っ込んでいくことがまだできていない状態です。

この事件では、なんと42回もの鑑定がなされました。私はいろんな事件に携わってきましたが、一つの事件でこれだけ鑑定が延々となされるというのは珍しいことです。逆に言えば、それほど鑑定が不十分だった、つまり林さんを犯人とするために都合の良い鑑定結果が出るまで鑑定が繰り返されたということではなかろうかと思うんです。そして、この事件の鑑定

で怖いのは、SPring-8 という最新技術に基づく鑑定です。つまり、私たち弁護人には再現性がないわけです。弁護人にとって、SPring-8 は物理的にもまた理論的にも容易にアクセスできるものではありません。このような鑑定が有罪の証拠に使われていること自体、大きな問題だと思います。新技術は、裁判を誤らせないためにこそ使われるべきです。誤らせないためというのは、無辜の人が有罪にならないように使われなければならないということです。しかし、ご覧いただいたように SPring-8 は、中井鑑定によって、林さんを犯人であると決めつけるために使われました。法科学が専門の皆さん、現場の私たちはそういうところで苦しんでいるということをぜひ理解していただいて、法科学は、そして科学鑑定は、何よりもまず、誤判が起きないためのものであってほしいと思います。